

品川区品川大崎地区 地域スポーツクラブ

『スポクラ・しながわ』規約

品川地域スポーツクラブ
『スポクラ・しながわ』

地域スポーツクラブ『スポクラ・しながわ』規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体は、品川区地域スポーツクラブの「スポクラ・しながわ」と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所(事務局)を「東京都品川区東五反田2-11-2 品川区総合体育館内」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、子どもから高齢者まで気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)スポーツ振興に係る事業

- ①各種スポーツ教室
- ②各種スポーツ大会等の開催
- ③各種クラブ活動
- ④各種イベント

(2)その他の事業

- ①会員相互の親睦事業
- ②本クラブの目的のために必要な活動

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の4種とする。

- (1)正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人(個人会員)及び団体(サークル会員)で、総会に参加資格があり議決権を有する。ただし、個人会員のうち19歳以下は議決権を有しないものとする。
- (2)ビジター会員 この団体の主催する事業に参加する個人。
- (3)特別会員 この団体の目的に賛同して財政面の支援をする賛助会員及び側面的支援をする特別顧問。
- (4)品川区スポーツ推進委員 この団体の運営に参画すると共に事業等の推進・支援を行う。

(入会)

第6条 個人会員については特に条件は定めないが、サークル会員は10名以上の部員(半数以上は品川区在住・在勤・在学)を有するサークルとし、代表者は20歳以上の成人とする。

- 2 特別会員のうち賛助会員は特に条件は定めないものとするが、特別顧問については理事会の過半数の承認を得るものとする。
- 3 入会しようとするものは、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(サークル会員の責務)

第7条 サークル会員として入会を希望する団体は、この団体の設立趣旨に賛同して申込みを行うものとする。

- 2 サークル会員は、この団体の目的(第3条)達成のため、この団体が主催する各種事業推進に積極的に参画、協力をしなければならない。
- 3 サークル会員は、各事業の実行委員に選出された場合、特別な理由が無い限り実行委員に就任しなければならない。
- 4 サークル会員は、個人会員やビジター会員が、各サークルに入会あるいは体験を希望する場合、特別な理由が無い限り積極的に受け入れなければならない。
- 5 サークル会員の代表者は、サークルの部員に対し、この団体の諸規定及び施設利用上のルールやマナーについて説明し、遵守させなければならない。
- 6 会長は、積極的な参画が無い場合や非協力的と認められるサークル会員、並びに諸規定や施設利用上のルールやマナーを守らないサークル会員については、理事会の承認を得て退会をさせることができる。

(入会金及び会費等)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。個人正会員は原則各種事業への参加費は無料とする。但し個人正会員であっても参加費が必要な事業の場合は、参加費を納入しなければならない。
- 2 ビジター会員は、総会において別に定める参加費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する。また特別顧問については、入会金及び会費は無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を期日までに納入しないとき。
- (4) 正当な理由なく期日までに会員更新をしないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 施設利用ルールを守らないとき。
- (4) 施設利用マナーが悪い場合あるいは施設管理者等の指示に従わないとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上 15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1人を会長とし、副会長を若干名、常任理事若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この団体を代表しその業務を総理する。

- 2 副会長及び常任理事は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の決議に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は7月1日から翌々年の6月30日までの2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 欠員のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その最低定数の2分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 2 理事の補充及び増員又は監事の補充については、会長が正会員の中から指名し理事会の承認を得て行なう。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

- 第19条 この団体に、事務を処理するための事務局を設け、クラブマネージャーその他の職員を置く。
- 2 クラブマネージャーは、理事会の決議を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(費用弁償等)

- 第20条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 また、各事業の指導員及び実行委員についても別に定める費用を弁償することができる。
 - 3 役員、指導員及び実行委員に対する費用弁償等は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 規約の制定ならびにその変更
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任又は解任

- (5)入会金及び会費の額
- (6)役職員等に対する費用弁償の規定の制定ならびにその変更
- (7)解散
- (8)合併
- (9)その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回(原則6月)開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員については、委任状(議決権行使書)の提出を持って出席とする。

(議決)

第27条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、議決権行使書にての表決、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)事業計画及び収支予算の変更に関する事項

(4)事務局の組織及び運営に関する事項

(5)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 参加費および賛助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(事業計画及び予算)

第35条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 サークル会員には、本団体の事業を担ってもらうため、本団体の会計から事業運営費を支給することができる。
- 3 事業運営費は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第42条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。但し、軽微な事項である事項はその限りではない。

(解散)

第43条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併

- 2 前項第1号の事由により、この団体が解散するときは、総会において正会員の2分の1以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この団体が解散(合併による解散を除く)したときに残存する財産は、品川区に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員の2分の1以上の議決を経なければならない。

第9章 事故の責任

(事故の責任)

第46条 会員は、この団体の活動に際しては、この団体の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、この団体及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第47条 この団体は、必要と認めた場合は団体として保険に加入することがある。

- 2 会員は、この団体が必要と認めた場合は、指定の保険に加入しなければならない。
- 3 会員は、自己の責任において保険に加入する。
- 4 保険未加入者の活動中の事故についてこの団体は一切責任を負わない。

第10章 会員の義務等

(施設利用上の義務)

第48条 この団体の会員は、学校開放管理者、学校開放指導員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1)火災、事故、その他の災害を防ぐこと
- (2)学校の施設、設備を破損しないこと
- (3)所定の場所以外は立ち入らないこと
- (4)使用後の原状回復を守ること
- (5)その他理事会で決めた規則

(会員の弁償責任)

第49条 この団体の活動中、利用施設、設備等を破損もしくは滅失したときは、当該利用者がその弁償責任を負うものとする。

第11章 個人情報

(個人情報)

第50条 会員の個人情報は適正に取り扱い、個人情報の保護についても最善を尽くすものとする。

- 2 業務で知り得た個人情報については、業務中のみならず、業務終了後も、みだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 3 業務の遂行に当たり、不必要な個人情報は取り扱わない。
- 4 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。
- 5 個人情報の利用は、この団体の活動に関する利用(総会やイベント等の連絡・問合せおよび保険等)に限定するものとする。
- 6 法令に定められている場合及びこの団体の運営上必要範囲内で第三者に開示する場合がある。(例えば、クラブで活動中に怪我をした時の保険金請求の場合等)

第12章 雑則

(細則)

第51条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この規約は、この団体の設立の日から施行する。
但し、準備段階での設立にかかわる諸費用についてはその限りではない。
2. この団体の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
 - (1)スポーツレクリエーション推進委員会会員
 - (2)体育指導委員

3. この団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成24年6月30日までとする。
4. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この団体の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

本規約は、平成22年3月28日から施行する。

平成27年4月1日一部改正